

感染防止に向けた取組（入所施設・居住系サービス）

（１）施設等における取組

（感染症対策の再徹底）

- 日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意
- ケア記録（体温、症状等がわかるもの）、勤務表、施設内に出入りした者の記録を整備
- 症状出現後に接触者リストを作成するための諸記録の準備
- 感染症等防止のための対策を検討する委員会を開催し、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や取組の再徹底を行う

（面会及び施設への立ち入り）

- 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限
- 面会させる場合でも、体温を測定してもらい、発熱の場合は面会を断る
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行い、施設内に立ち入らせる場合については、体温を計測してもらい、発熱の場合は入館を断る
- 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録

（２）職員の取組

※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。

（感染症対策の再徹底）

- マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底（過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意）
- 職場外でも感染拡大を防ぐ取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
- 職員が感染源とならないよう、症状がない場合でも利用者とはマスクを着用。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つ

（３）リハビリテーション・訓練の実施の際の留意点

- ADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける。リハビリテーション等を実施する場合は、以下に留意
 - ・ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
 - ・ 定期的な換気
 - ・ 互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保
 - ・ 声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用
 - ・ 清掃の徹底、共有物（手すり等）の消毒の徹底
 - ・ 手指衛生の励行の徹底

感染防止に向けた取組（通所・短期入所等のサービス）

（1）施設等における取組

（感染症対策の再徹底）

- ケア記録（体温、症状等がわかるもの）、勤務表、施設内に出入りした者の記録を整備
 - 症状出現後に接触者リストを作成するための諸記録の準備
- （施設への立ち入り）
- 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行い、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱の場合は入館を断る
 - 業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録

（2）職員の取組

※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。

（感染対策の再徹底）

- マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底（過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意）
- 職場外でも感染拡大を防ぐ取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
- 職員が感染源とならないよう、症状がない場合でも利用者とは接する際にはマスクを着用。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食する場合、他の職員と一定の距離を保つ

（3）ケア等の実施時の取組

（基本的な事項）

- 「3つの密」を避けるため、以下に留意し実施する
 - ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
 - ・定期的な換気
 - ・互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保
 - ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用
 - ・清掃の徹底、共有物（手すり等）の消毒の徹底
 - ・職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒の徹底

（送迎時等の対応等）

- 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱の場合は、利用を断る（過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様とし、引き続き健康状態に留意）
- 送迎時は、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒
- 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所や相談支援事業所等に情報提供を行い、当該居宅介護事業所等は必要に応じ訪問介護等の提供を検討（リハビリテーション・訓練の実施の際の留意点）
- 利用者の廃用症候群防止や ADL 維持等の観点から、一定のリハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要がある。リハビリテーション等を実施する場合は、以下に留意する
 - ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小
 - ・定期的な換気
 - ・互いに手を伸ばせば届く範囲以上の距離の確保
 - ・声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用
 - ・清掃の徹底、共有物（手すり等）の消毒の徹底
 - ・手指衛生の励行の徹底

感染防止に向けた取組（居宅を訪問して行うサービス）

（１）施設等における取組

（感染症対策の再徹底）

- ケア記録（体温、症状がわかるもの）、勤務表等の記録を整備

（２）職員の取組

※利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含む。

（感染症対策の再徹底）

- マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底（過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、引き続き健康状態に留意）
- 職場外でも感染拡大を防ぐ取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
- 職員が感染源とならないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用

（３）ケア等の実施時の取組

（基本的な事項）

- サービス提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測することが望ましい）、発熱の場合は、適切な受診等を促すとともに、サービス提供時は、以下の点に留意
 - ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底し、サービスを提供
 - ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
 - ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫
 - ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応